

ちくご地域ユースサポート不登校支援部会 規約

ちくご地域ユースサポート不登校支援部会（以下、この団体という。）は、ガバナンス・コンプライアンスに係る次の基本的事項を定め、この団体のすべての役職員は、これを遵守するものとする。

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「ちくご地域ユースサポート不登校支援部会」と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、筑後市新溝6 1 3に置く。事務所電話番号は、0942-27-8432 を代表とする。

（目的）

第3条 本会は、1. 不登校・ひきこもり等の生きづらさを抱えた当事者及び家族が互いに支え合うことにより、社会とつながり相互理解を深め変化していくこと 2. 社会を構成するひとりひとりが自己理解・相互理解を深めること を通じて、生きづらさを抱えた人もそうでない人も等しく幸福になれる社会をつくること、を目的とする。

（活動）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- （1）不登校当事者および家族の居場所事業
- （2）体験事業（職業体験・ボランティア活動・学習支援）
- （3）学び事業（学習会・講演会・交流会・映画上映会・ポッドキャスト・他）
- （4）進路相談事業（通信制高校等説明会・見学会・冊子作成・他）
- （5）家計支援事業（食品の無料配布・衣類のお譲り）
- （6）個別相談・訪問支援
- （7）その他、会の運営・目的に沿う活動

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は不登校・ひきこもり等の当事者、家族、及び当会の活動に賛同していただける方とする。

第3章 役員

（役員）

第6条 本会に、部会長（代表）1名、世話人（副代表）1名、会計1名をおく。兼任を可とする。

（役員等の職務）

第7条 役員は、次の職務を行う。

(1) 部会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

(2) 世話人は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。また、世話人は、書記・広報を担当する。

(3) 会計は、本会の会計事務を統括する。

(4) 部会長、世話人、会計をもって、事務局とする。

(役員の任期等)

第8条 役員の任期は1年とし、再任も可能とする。

第4章 総会

(総会)

第9条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会とする。毎年度終了後、三ヶ月以内に通常総会を開催する。また通常総会以外で急を要する重要事項があるときは、部会長が会員を招集して臨時総会を開催し審議する。

(招集権者)

第10条 通常総会および臨時総会（以下、総会という。）は、部会長が招集する。

(招集理由・目的)

第11条 部会長は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会を招集するものとする。

(招集手続)

第12条 総会を招集する場合には、部会長が次の事項を定める。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 総会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

2 部会長は、総会の開催日の7日前までに、会員に対して、総会の日時及び場所並びに目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、総会を開催することができる。

(総会の決議事項)

第13条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算、及び決算

(3) 役員の選任、解任

(4) 規約の改廃

(5) 解散及び合併

（６）その他、重要事項

（議決）

第14条 総会の議決は、原則として、出席した会員の過半数で決定する。ただし、時間等の制約により一致が難しい場合、役員全員の賛成をもって決定する。

（特別の利害関係を有する場合の決議からの除外）

第15条 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- （１）日時及び場所
- （２）会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- （３）審議事項
- （４）議事の経過の概要及び議決の結果

第5章 計算

（事業年度）

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（会費）

第18条 会費は無料とする。

（剰余金の非分配）

第19条 本会は、剰余金の分配を行わない。決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 経理・会計

経理・会計については、経理規程により定める。また役員の報酬額については、役員報酬規程により定める。

第7章 コンプライアンス・内部通報制度

コンプライアンス・内部通報制度については、コンプライアンス規程により定める。

第8章 解散

(残余財産の処分)

第20条 本会の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）のときに有する残余財産は、本会と類似の目的を有する非営利団体に寄付するものとする。

第9章 設立年月日

第21条 （設立年月日）

本会の設立年月日は令和元年2月1日とする。

附則

1 この規約は、令和3年6月15日から適用する。

令和5年4月14日 改正

令和6年5月2日 改正

令和6年7月5日 改正

令和6年7月6日 改正

令和6年7月10日 改正

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

福岡県筑後市尾島 664

代表者 水田 康弘